

○良好な自転車交通秩序の実現に向けた街頭活動等の推進について

〔平成26年3月20日交企甲達第22号、
交指甲達第21号、地甲達第22号
警察本部長から関係所属長あて〕

自転車利用者に対するルール遵守を図るための街頭活動等については、各警察署において指定した「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心とした街頭活動等を推進しているところ、平成25年中の県内の自転車関連事故件数は576件で、10年前の半数以下となる等、一定の成果が見られたものである。

しかし、いまだ自転車乗車中に死傷した者の約7割に何らかの違反が認められるなど、自転車に係る交通事故情勢は厳しい状況にあることから、引き続き、下記のとおり街頭活動を推進するので、各警察署にあつては効果的な活動を推進されたい。

記

1 自転車指導啓発重点地区・路線の指定

歩道上において自転車と歩行者の輻輳等から重大事故発生が懸念される地区・路線及び自転車に関係する事故の多発地区・路線を以下により「自転車指導啓発重点地区・路線」（以下「重点地区等」という。）として指定する。

（重点地区・路線の指定状況は別添のとおり）

(1) 重点地区等の指定に当たっては、自転車の通行に関する住民の苦情・要望の状況、自転車と歩行者の事故及び自転車に関係する事故の発生状況、自転車の通行環境の整備状況及び自治体等の自主的な活動状況等を踏まえ、以下に示した例を参考に地域の実情に応じて指定する。

- 自転車通学・通勤者等が集中する駅周辺
- 悪質・危険な自転車の運転が問題となっている通学路等
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に規定する生活関連経路等で高齢者や障害者の歩行中の安全を確保する必要性が特に高い地区・路線
- 上記以外で、自転車本来の走行性能の発揮を求める自転車利用者の歩道通行が多い地区・路線

(2) 指定は各警察署ごとに行い、該当地区・路線が複数ある場合は必要に応じて

複数指定する。

2 重点地区等において推進する活動

(1) 指導啓発活動の推進

ア 自転車の通行実態を踏まえ、計画的に指導啓発活動を推進すること。

イ 地域交通安全活動推進委員、街頭交通推進隊等のボランティア、自治体、関係機関・団体、地域住民等と警察が協働して活動する場合はもとより、自治体等が自主的に実施する自転車利用者に対する指導啓発活動についても、努めて重点地区等で実施するよう要望すること。

ウ 歩行者に対しては、歩道に白線と自転車の標示がある場合は、それによって自転車が通行する部分として指定された部分をできるだけ避けて通るよう指導するとともに、自動車、原動機付自転車の運転者に対しては、自転車の特性を踏まえた安全な運転について指導するなど、自転車と自転車以外の交通主体の適切な共存のための指導啓発に努めること。

エ 毎月1日・15日の交通安全日には、通勤・通学時間帯に絞った駐留監視を実施し、指導啓発の効果を高めること。

(2) 自転車の交通違反に対する指導取締りの強化

対号2に基づき、自転車による交通違反に対しては、積極的に指導警告を行うとともに、警告に従わず違反行為を継続したり、違反行為により通行車両や歩行者に具体的危険を生じさせたりする違反のほか、違反態様それ自体が危険を生じさせるおそれの高い違反に対しては、交通切符等を活用した検挙措置を講じること。

3 重点地区等における効果の検証

自転車利用者のルール・マナーの遵守状況、指導取締りの効果を定期的に検証すること。

4 重点地区等の見直し

重点地区等の指定について、道路環境の変化、自転車の通行実態、地域住民の苦情・要望、自転車に関係する事故の発生状況等、地域の実情の変化に即し、適宜、必要な見直しを行うこと。

5 留意事項

(1) 重点地区等における指導啓発活動のほか、交通安全教育・イベント、高齢者宅訪問活動等あらゆる機会を活用して、「自転車安全利用五則」等を活用し、ルールの周知を徹底するとともに、特定の年齢層に偏らない連続的かつ体系的

な交通安全教育を推進すること。

- (2) 平成25年12月1日から、道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）のうち、自転車の検査等に関する規定の整備及び路側帯の通行に関する規定の整備に関するものが施行されたことから、交通安全教育等を通じ、これらの周知を図るとともに、制動装置不良自転車運転の取締りに当たっては、自転車の制動装置に係る検査及び応急措置命令等を積極的に活用すること。また、平成27年6月までに施行される自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規定の円滑な運用に向け、改正の趣旨及び内容についての広報啓発を推進すること。
- (3) 自転車は「車両」であるということを自転車利用者のみならず、自動車等の運転者をはじめ交通社会を構成する全ての者に徹底させるとともに、自転車本来の走行性能の発揮を求める自転車利用者に対しては、歩道以外の場所を通行するよう促すこと。また、歩道を通行する場合の歩行者の優先というルールの遵守を徹底させること。
- (4) 自転車利用者が加害者となった場合の交通事故に備え、損害賠償責任保険等への加入の必要性について、具体的な事件事例を示すなどして理解させること。
- (5) 被害軽減対策のため幼児・児童及びその保護者はもちろんのこと、広く自転車利用者にヘルメットの着用を促すとともに、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗車させる場合はシートベルトを着用させるよう指導すること。
- (6) 街頭活動等を通じて把握した放置自転車について、関係機関と連携するなどして、適切な対策を講じること。

自転車指導啓発重点地区・路線指定一覧

平成26年3月1日現在

No.	警察署	地区・路線	地区又は路線の名称	路線区間	延長距離(m) <概数>	選定理由
1	金沢中	路線	金沢市道	金沢中警察署前～鱒町交差点 (金沢市)	500	高校生の自転車通学生が多数通行。
2	金沢中	路線	金沢市道	中央小学校南交差点～香林坊交差点 (金沢市)	600	高校生の自転車通学生が多数通行。
3	金沢中	路線	金沢市道	西泉交差点～泉交差点 (金沢市)	1,000	高校生の自転車通学生が多数通行。
4	金沢中	路線	県道芝原石引町線	小立野4丁目交差点～北鉄金商 高校前バス停 (金沢市)	600	高校生の自転車通学生が多数通行。
5	金沢東	路線	東金沢駅停車場線	JR東金沢駅～小坂町交差点 (金沢市)	670	自転車専用通行帯を両側に整備した区間。
6	金沢東	地区	金沢市玉川・芳斉地区	—	—	市内高校生の通学自転車が集中する地区。
7	金沢西	路線	主要地方道金沢港線	中央市場前交差点～西警察署前 交差点 (金沢市)	3,800	路線は自転車通勤者や沿線に金沢市立工業高校があり、自転車通学生が多い。さらに、路線には多数の信号交差点があり、また、沿線の事業所に入出入りする車両も多いことから自転車利用者が関与する交通事故が危惧される。
8	金沢西	路線	主要地方道金沢・田鶴浜線	駅西本町1丁目交差点～県庁北 口交差点 (金沢市)	2,000	路線はJR金沢駅から石川県庁などの駅西地区への自転車通勤者や金沢西高校への自転車通学生が多く、また、歩行者も多いことから、歩行者や車両と自転車利用者が関与する交通事故が危惧される。
9	金沢西	路線	市道(2級幹線359号西部中央通り線)	県庁北口交差点～県立金沢西高 校前 (金沢市)	700	路線は駅西地区への自転車通勤者や金沢西高校への自転車通学生が多く、また、歩行者も多いことから、歩行者や車両と自転車利用者が関与する交通事故が危惧される。
10	大聖寺	路線	県道大聖寺停車場線	大聖寺駅前～大聖寺南町交差点 (加賀市)	240	自転車利用者が集中する。
11	大聖寺	路線	加賀市道A3号線	大聖寺駅前交差点～大聖寺東町 交差点 (加賀市)	760	・大聖寺実業高校等の通学自転車が 多い。 ・道路管理者により、車道に自転車 走行指導部分を標示し啓発している 場所。
12	大聖寺	路線	国道305号線	大聖寺菅生交差点～大聖寺南町 交差点 (加賀市)	800	・大聖寺高校等の通学自転車が 多い。
13	大聖寺	路線	主要地方道 小松山中線	山代東口交差点～山代中学校 (加賀市)	1,200	・歩道、路側帯が狭いにもかかわらず 山代中学校等の通学自転車が 多い。
14	小松	地区	小松市小松駅周辺	—	—	自転車通勤等が集中する。
15	小松	路線	国道305号	長田南交差点～矢沢交差点 (小松市)	9,500	通学路・歩道通行が多い。
16	小松	路線	国道360号	城南西交差点～軽海西交差点 (小松市)	6,500	通学路・歩道通行が多い。
17	小松	路線	小松市道	沖町交差点～市立高前交差点 (小松市)	3,500	通学路・指導要望が多い。

18	寺井	路線	県道根上寺井線 市道	五間堂交差点～緑町交差点 (能美市)	700	路線には大型スーパーやパチンコ店等があり、近くには高校もあって歩行者や自転車の通行が多い。
19	寺井	路線	主要地方道金沢小松線 市道	青山交差点～辰西交差点 (能美市)	310	路線には大型スーパーや書店等があり、近くには中学校もあって歩行者や自転車の通行が多い。
20	寺井	路線	県道寺井停車場線 県道根上寺井線	寺井駅前～大成東交差点 (能美市)	650	路線には寺井駅や大型スーパー等があり、歩行者や自転車の通行が多い。
21	白山	路線	野々市市道 堀内上林線	堀内北交差点～下林西交差点 (野々市市)	1,200	同路線には市民体育館や高校があることから歩行者及び自転車の通行が多いが、自動車通行量も多く、歩道通行する自転車と歩行者の交通事故が懸念されるため。
22	白山	路線	主要地方道 松任・宇ノ気線	徳丸南交差点～三浦南交差点 (白山市)	1,400	同路線には高校があり歩行者及び自転車の通行が多いが、国道8号に向かう自動車朝夕渋滞することから、歩道通行する自転車と歩行者の交通事故が懸念されるため。
23	白山	地区	白山市月橋町地区	—	—	付近に中学校と高校があり、また駅にも近いことから通学・通勤のための自転車利用者が多い。
24	津幡	路線	県道中尾津幡線、 県道川尻津幡線	浅田交差点～井上の荘交差点 (津幡町)	2,300	津幡高校、津幡中学校の自転車通学の生徒の多数往来による事故発生の危険性、住民からの自転車交通マナー改善の意見などが寄せられている路線である。
25	津幡	路線	主要地方道高松津幡線、 県道宇ノ気停車場線、 かほく市道	かほく市宇野気又236-8谷内方 ～狩鹿野交差点 (かほく市)	2,600	宇ノ気小学校、宇ノ気中学校、JR宇野気駅利用者等多数の往来による事故発生の危険性、住民からの自転車に対する交通マナー改善の意見がある路線である。
26	津幡	路線	内灘町道	北鉄内灘駅～内灘海水浴場口交 差点 (内灘町)	1,200	内灘高校の自転車通学生徒、北鉄浅野川線内灘駅からの乗降者の多数往来による事故発生が懸念され、住民からの自転車に対する交通マナー改善の意見が寄せられている。
27	羽咋	路線	国道415号	柳橋交差点～石野町東交差点 (羽咋市)	1,600	羽咋高校から商店街に通じる道路であり、高校生の自転車も多く、歩道幅員も十分でないことから交通事故の発生が予想される。
28	羽咋	路線	国道159号	柳田新保交差点～羽咋大橋北詰 交差点 (羽咋市)	1,100	羽咋工業高校前の国道であり、自転車および自動車等の通行量も多く、更に道路幅員も十分でないことから交通事故の発生が予想される。
29	七尾	路線	国道249号	小丸山公園下交差点～袖ヶ江交 差点 (七尾市)	750	指定路線周辺は、JR七尾駅、高校、大型ショッピングセンターがあり、学生や高齢者など多くの住民が多数利用する路線である。
30	七尾	路線	県道城山線	藤野北交差点～城山交差点 (七尾市)	1,200	藤野北交差点から城山方向へ向かう県道城山線が、開通し、自転車を利用する小中学校・高校の通学路や交通の流れなどが代わったため。
31	輪島	路線	輪島市道	門前町清水3-11-1～門前町勝田 わ部1 (輪島市)	1,300	門前中学校通学路(自転車通学生 約40名)である。
32	輪島	路線	主要地方道 七尾輪島線	輪島市山岸町～輪島市河井町 (輪島市)	1,600	歩道幅が狭く、重大事故の発生が懸念される。
33	輪島	路線	国道 249号	輪島市平成町～輪島市河井町 (輪島市)	1,800	歩道幅が狭く、重大事故の発生が懸念される。
34	珠洲	地区	鳳珠郡能登町宇出 津地区	—	—	小・中・高校、病院等があり、歩行者等の交通量が管内一多い。
35	珠洲	路線	珠洲道路 (市道56号線)	栄町北交差点～緑丘中学校前交 差点 (珠洲市)	700	高校及び中学校の通学路となっており、付近に病院もあることから、高齢者自転車、高齢歩行者の通行も多いうえ、基幹道路のため大型車両などの通行も多いことから。